

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第三項に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第三条第五項中「実施する」の下に「とともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努める」を加え、同条第六項中「国は」の下に「、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして」を、「調査」の下に「及び研究開発」を加える。